

かんじやと医療

(毎月1日発行)

第
61
号

発行所

全国患者団体連絡協議会

東京都新宿区下落合3-15-29
千161 田沼ビル
電話 03(952)5340

郵便振替東京2-4152

購読料 1部110円 6カ月分660円



12月8日、9日に開かれたプレ国民会議全体会(記事2面)

おもな記事

プレ国民会議開催

2面

日弁連第23回人権擁護大会

3面

いまこそ患者本位の医療を

4面

運動の交流広場

6面

心臓病・日患同盟・全腎協

プレ国民会議アピール

7面

あけまして
おめでとう
ごきげんよう

全国患者団体連絡協議会

代表幹事 上田

昭

代表幹事 長

宏

事務局長 小林

孟史

ほか役員一同

障害者が人間として 尊厳まもられる社会を

プレ国民会議を開催・国際障害者年日本推進協



経済保障・労働・生活環境整備・医療・教育・予防の六分科会が行なわれた (写真・医療の分科会)

一九八一年。いよいよ国際障害者年です。この国際障害者年を目前にして十二月八日、九日の両日、全国際障害者年日本推進協議会が主催する「プレ国民会議」が東京・駒場の「こまばエミナーズ」で開かれました。

このプレ国民会議では「国際障害者年にかかわる長期行動計画の具体的な内容を、民間の当事者団体の側から造りあげ、わが国のもろもろの関連施策や社会的環境の飛躍的な前進と抜本的な改善を意図している実践的な試みである」などの基調報告があり、六つの分科会で基調報告と各分科会ごとの提言にもとづいて熱心な討論が行なわれま

全患連加盟団体のみなさん、新年おめでとございます。八〇年代弊あけの昨年一年間、私たち患者・障害者のはげしい抵抗にもかかわらず、福祉後退への流れはそいきおいを増してきました。また医療の荒廃も、ますますその度合いを深めてきています。そしてまた、「国を守るためには、国民の生活はぎせいにすべし」とか、憲法改悪の意見が公然ととなえらるる状況になってきました。ことしこそは、全患連の総力をあげてこのきびしい情勢をはねかえし、私たちの「生きる権利」「生活する権利」を具体的に実現する第一歩にしなければなりません。全患連にとって、まさに正念場を迎えた年といえるでしょう。



年頭にあたって

国際障害者年を好機として

全患連代表幹事 上田 昭

は奇しくも国際障害者年とすることを決めていきます。国連諸決議にもつきことしから全世界で「障害者が社会生活と社会の発展における完全参加並びに生活条件の改善における平等の配分」という目標の実現を推進する運動がくりひろげられます。これまで全患連がすすめてきた患者・障害者運動の基本目標は、この国際障害者年の目的と基本的には合致しています。この記念すべき国際障害者年を契機として、私たちは全患連はじめ全国の各患者団体としっかり手をつないで運動をすすめるべきではありません。

私たちは昨年十一月に開催した第六回定期大会で、本年度は「八〇年代」に全患者運動の結集をめざして運動をすすめることを決めました。そのためには各加盟団体の英知と創意を全患連幹事会に結集すること、また半専従体制を一時的な上げさせざるをえなかった事務局体制を、加盟各団体の協力により強化すること、あわせて確認希望をもって頑張りましょう。

健康権

を高らかに宣言

日弁連第23回人権擁護大会

日本弁護士会主催の第二十三回人権擁護大会が十一月八日、岡山市のロイヤルホテルでひらかれました。この大会は埼玉県所沢市の芙蓉会富士見産婦人科病院にみられる人権侵害事件や、医療荒廃による患者の苦情が多く、告訴が各地でおこなわれている中で「健康権」が正面からとりあげられ、はじめて「健康権」宣言が発表された画期的なものとなりました。この健康権問題については全連連も数年前に東京弁護士会の人権擁護委員会と数回にわたって、患者が受けている医療の実情や患者の人権とは何かなどについて話し合ってきました。今回の健康権宣言はこうしたことや各地の医療被害、日患同盟の「医療の実態調査」、長代表幹事著「患者運動」なども参考としてとりあげられています。

「健康権」

登場の背景

健康権の宣言は、健康破壊と医療荒廃がいつぞうすすんできているなかで、大きな反響をよんでいます。

「健康権」という概念が、環境権、知る権利、平和的生存権につづく新しい人権の一つとして試み提唱されて未だ日が浅い。新しい人権の登場を要請するにいたった背景として次のように説明しています。

にとっては健康を日々の生活において保持、防衛する権利といつてよく、健康な状態でない者（非健康者）にとってはつねに「健康でない」状態を脱して「健康な」状態への上昇を志向し健康を要求する権利といえる一としています。

それでは今日、健康権の提唱をめざす意義はなにか。これについて次のように説明しています。

この宣言の発表にいたるまでには、第二十三回人権擁護大会のシンポジウム（第一分科会）の「医療と人権」「健康権の確立をめざして」でも活発に、討論されました。

「さいきんの公害、労災、薬害問題のみならず、保健、医療制度一般の包摂している諸問題を媒介として、国民の健康の保持、防衛のための要求の高まりが基底に横たわっていることを知る」としています。

患者の主体性

回復する権利

この分科会には約四〇〇名が参加し、日患同盟岡山県患小野事務局長、京都府患の浅田氏もそれぞれ発言しました。また地元岡山県医療生協病院関係者も多数出席し、代表として看護婦さんが発言しました。

新しい概念として注目をあつめた「健康権」とは、いったいどのようなものでしょうか。

人間の尊厳を基盤とする「健康権」は、個々の医療の場面において従属的地位しかありえなかった患者の主体性を回復するための人格的概念として、医療側の説明義務、患者側の自己決定権の確立をはかり、医療過誤を未然にチェックする機能を有するものである一としています。

健康に生きる権利（「健康権」）は、憲法の基本的人権に由来し、すべての国民に等しく全面的に保障されるべきものである。したがって、患者の主体性が軽視されるといふ憂うがあり、本来、国・地方公共団体、さらには医師・医療機関等に対し積極的にその保障を主張するところのべき権利である。

災害社会的背景をもって発生増大し、地方、医療では、薬づけ・人体実験・医療過誤等において、患者の主体性が軽視されるといふ憂う

われわれは、医療現場はもとより、立法・行政・司法の国政の各分野においても「健康権」が真に確立され、患者のための医療が実現されて国民の健康が確保されることを期待し、その実現に努力する。

右宣言する。

昭和五十五年十一月八日
日本弁護士連合会

良夫弁護士日患同盟顧問が担当され、準備された資料では健康権の意義として次のことが述べられています。まずはじめに健康な状態にある者（健康者）

シンポジウムでは次のように明確にしています。健康権とは健康な生活を営む権利である。

シンポジウムでは次のように患者運動こそ、健康権の確立の主人公であることを教え、平和と民主主義の大事なことも示されています。

富士見産婦人科病院事件の教訓生かし

いまこそ患者本位の医療を

富士見産婦人科病院の人権侵害医療事件は、患者に大きな衝撃を与えました。この事件を契機に国民の医療不信は益々高まり、厚生省も医療監視体制の再検討をおこなない医療に対する苦情相談を本省でうけることも、各都道府県でもうけるように指導しています。人命をあずかる医療担当者への対応はどうでしょうか。一部にはあはれ例外とい

事件の性格と背景

患者との信頼関係

この事件をみる場合に、三つの観点からとらえることが必要と思われま

第一は、この医療事件の性格について、第二は、この事件の背景と現行の医療、医療教育、健康破壊について、第三は、患者の人権を尊重し、患者と医師の信頼関係のもとに医療がおこなわれること、このことを明らかにしておくことが大切です。

この医療事件の性格は、医療機関の名によるきわめて悪質な人権侵害の犯罪行為であって、断固とした処置をとるべきです。

つきに指摘しておかなければならぬことは、医療荒廃の構

造の中で生じたものであり、この構造の究明なくして真の解決はほとんどないといわざるをえません。同時に医学教育が患者の人権を軽視しており、一方で健康破壊の防止策が立てられていないことも問題です。三番目は、医師、医療機関が常に人間の生命に重責を担当しているという自覚をもたれることです。

患者本位の医療は、患者の声を大きく

この立場から今回の事件の究明と改善を求めています。

患者の声を大きく

同時に前厚生大臣等に多額な政治献金をおこない、無資格者が「医療」を行っていたこと、責任を放任するわけにはいきません。

被害者に保障を

注目すべきことは、日本の医療の将来に重大な影響を与える健保改悪問題が国会で焦点となっていたときに、富士見病院医療事件が、最大限に利用されたことです。

被害者に保障を

真の責任はどこか

富士見産婦人科病院の医療事件は、新聞に報道されたあとの、厚生省の対応が実に早かったこととは従来みられなかったことで

その理由は、事件発覚まえから苦情が保健所にもちこまれ、今年六月に医療法にもとづく医療犠牲となった患者の人生につ

その理由は、事件発覚まえから苦情が保健所にもちこまれ、今年六月に医療法にもとづく医療犠牲となった患者の人生につ

その理由は、事件発覚まえから苦情が保健所にもちこまれ、今年六月に医療法にもとづく医療犠牲となった患者の人生につ

その理由は、事件発覚まえから苦情が保健所にもちこまれ、今年六月に医療法にもとづく医療犠牲となった患者の人生につ

その理由は、事件発覚まえから苦情が保健所にもちこまれ、今年六月に医療法にもとづく医療犠牲となった患者の人生につ

声明「富士見病院事件の責任追及と今こそ患者本位の医療の確立を」(要旨)

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

富士見病院事件はとくに患者に大きな衝撃を与えている。医師と患者は強者と弱者の関係

生活保護の級地指定がえ

6市町が一級地、19市町が二級地に変更

厚生省は、全恵連、全国生

活と健康を守る会などの強い要求にもとづいて、十一月一日から生活保護法にもとづく級地指定がえを十一月二十九日発表しました。

発表によると二級地から一級地に指定がえされた市町は浦安町(千葉)、青梅市、福生市(東京)、秦野市(神奈川)、貝塚市(大阪)、府中

町(広島)です。

三級地から二級地に指定がえされた市町は、塩釜市、名取市、多賀城市、泉市(宮城)、古河市(茨城)、熊谷市(埼玉)、大井町、松田町、城山

町(神奈川)、豊明市、日進町、清洲町、新川町(愛知)、大竹市、坂町(広島)、防府市、岩国市、新南陽市(山口)、那珂川町(福岡)です。

なお、一級地と二級地の生活保護法にもとづく支給額の

差は、標準四人世帯(夫三六歳、妻三〇歳、長男九歳、長女四歳)の九パーセントとなっています。

今の焦点と役立ちもの

病床利用率83%に増える

54年末の医療施設調査・病院報告概況

十二月一日に発表された厚生省の「医療施設調査」病院報告概況によると、病院

数は五十二年よりも二百二十増えて八千八百、病床数は同じく三万六千三百二増えて百二十六万九千八百一になった

ことが明らかになりました。

また、全病院の病床利用率は、五十三年の八二%に対して一%増えて八三%になりました。人口十万人対比でみた病床数は全国平均一千九十三床

ですが、地域格差が大きく、最高は高知県の二千三百九床となっています。これに比例して同対比の外來患者数は高知県がトップの二千二百七十

二人で、全国平均一千百八十八人の約二倍という結果が出ています。これらの数字から推察できるのは、医療施設の少ない地域では、病気になる

ても遠くの病院まで行かず売薬等で済ませていることです。またこの調査から無床診療所が前年の六一・五%から六二・一%に増加していることも明らかになりました。

第三十九回日本公衆衛生学会総会が十月二十九日から三日間ひらかれました。

この総会で大谷藤郎厚生省公衆衛生局長は「二十一世紀

へ向っての公衆衛生を考える」というテーマで特別講演をおこないました。つきにその主旨を紹介しします。

免疫異常は21世紀に解決?

公衆衛生学会で大谷公衆衛生局長が講演

循環器疾患と精神障害と先天奇型だと私は思っているが、そのほかの疾病では次のような変化が考えられる。

難病の問題は、数は少ないが、ガンと同じような大きな課題となると思う。このうち免疫異常のグループについては研究が進んでおり相当な解決をみるのではなからうか。しかしその他の「ベーチェッ

ト、サルコイドーシス等の非特異性の炎症、筋ジストロフィー等の変性の疾患についてはまだ難しい見通しである。そして今後の対策として本体の究明を進めていく必要性を強調しています。

健保法「改正」案が成立

保険料率の上限は千分の九一に引き上げ

患者の大幅負担増や受診抑制につながるとして、全恵連などが最後まで反対していた健康保険法の「改正」案は、臨時国会大詰めの十一月二十八日、参院本会議で可決、成立しました。

主な改正内容は①本人一部負担が初診料を現行六百円から八百円に、入院時負担を一、二百円から五百円に引き上げる②家族の入院時給付率を

七割から八割に引き上げる③保険料の上限を千分の九一に(組合健保は千分の九五)引き上げる④高額療養費の限度額は現行通り三万九千円とするが低所得者の自己負担限度額は一万五千円とするなどとなっています。

この改正法は、二月一日からの実施をめざして準備がすすめられています。

会活動の強化をめざし

全腎協が第31回拡大幹事会

全腎協は十一月二十九日、三 事ら役員のほか各県の事務局長の両日わたって、東京・長、事務局担当者に加え、患者六木本の「全特会館」で第三十 会活動の強化一りわけ全腎協一回拡大幹事会を開きました。の基礎組織である病院単位患者会をどう強め、発展させるかを中

心話し合ったために開かれたもので、四十三都道府県から九十九人が参加しました。幹事会では、国際障害者年にむけて各地域でどのような運動をするか、福祉後援を阻止するために全国的に運動をどうするめるかなどについても熱心な討議が行なわれました。患者会活動の強化については

すべての障害者と家族、そ 育、そして仕事を確保される して国民のみならず、国際障 のか、どうしたら障害者が安 心して暮らせるまちをつくるこ 事が年、目の前にせまりま した。国連総会は、障害者に 対する差別と偏見をなくさな ければならないという権利宣 言の基本理念に基づき、一九 八一年を国際障害者年と定め ました。そのテーマは「完全 参加と平等」です。

ますこれを改める必要があ 会をつくるために、いまそ 力強い第一歩をふみ出しま しょう。 「障害者をしめ出す社会は 弱くもろい社会」です。障 害者の「完全参加と平等」 わたしたちはこの旗をまもり どんな困難にも負けずこれ を必ず実現することをここに 固く決意し、一九八一年の国 際障害者年に向けてすべての 障害者と家族、そしてすべて の国民に訴えるものです。

プレ国民会議アピール

ながい間、障害者であるた めに、差別と偏見に苦しめら れてきた多くの国の障害者に とって、国際障害者年の決議は 心からのよびをもつて迎 えられました。このたび、わ たしたちは「国際障害者年推 進プレ国民会議」をひろき国 連決議と勧告にもついでと

政治のなかには、障害者が 人として生きるための切実な 声があまりにも反映されてい ません。とりわけ、重度の障 害者に対する対策が大き立 ちおくれ、精神障害者、難病 など多くの障害者が施策のそ とにおかれ、なほさらにされ ています。政府はすみやかに わたしたちの意見をもちこん だ行動計画をつくり、その実 現を通じて、国連の理念が真 に達成できるようにここに強く 求めるものです。障害者を持つ 人も、障害のない人も、すべ ての人ひとが平等な権利と友 情と連帯に結ばれた新しい社

生活が保障され、医療、教 育、そして仕事を確保される して国民のみならず、国際障 のか、どうしたら障害者が安 心して暮らせるまちをつくるこ 事が年、目の前にせまりま した。国連総会は、障害者に 対する差別と偏見をなくさな ければならないという権利宣 言の基本理念に基づき、一九 八一年を国際障害者年と定め ました。そのテーマは「完全 参加と平等」です。

ますこれを改める必要があ 会をつくるために、いまそ 力強い第一歩をふみ出しま しょう。 「障害者をしめ出す社会は 弱くもろい社会」です。障 害者の「完全参加と平等」 わたしたちはこの旗をまもり どんな困難にも負けずこれ を必ず実現することをここに 固く決意し、一九八一年の国 際障害者年に向けてすべての 障害者と家族、そしてすべて の国民に訴えるものです。

【十月】

医療ニュース

10 月

協 議

- ▼1日 日本病院会が富士見産婦人科病院・北野千賀子院長を除名
- ▼2日 厚生省「医療に関する信頼を回復するための検討委員会」を発足(委員 長 田中明夫医務局長)
- ▼3日 園田新厚相が記者 対し訴訟を検討
- ▼7日 成人病の疫学分布 研究協議会が「市町村別肺 ・肝疾患死亡率の分布図」 を発表、結核の死亡率が南 九州各県で特に高いことな どを明らかにする
- ▼7日 日本医師会が、診 療報酬の引き上げの遅れに 対し訴訟を検討
- ▼8日 大蔵省、「ゼロ・ リスト」を発表し財源難を PR
- ▼22日 健康保険組合連合 会が、厚生省に対し「老人 保健医療制度についての意 見」を提出
- ▼25日 社会保険制度審・ 健保問題等懇談会が老人医 療問題で審議
- ▼27日 医道審議会が十一 人の医師の処分(免許取消 四件、医業停止七件)を決 定
- ▼6日 厚生省は「医療機 関に対する指導監督の徹底 について」との医務局長通 知を都道府県知事宛に送付
- ▼27日 社会保険制度審・ 全委員委員会で、老人保健 医療制度のあり方について 協議
- ▼6日 社会保険制度審は 全委員委員会を開き、老人 保健医療制度対策について 決成立
- ▼29日 「厚生年金法等改 正案」が参議院本会議で可 決成立

国際障害者年推進 プレ国民会議



業務上認定万歳!

全有協 手島 梅雄

発病以来、休業療養回数十回
目であり、同一作業に継続従事
させられたことにより病気を悪
化させられてしまいました。

昭和五十七年七月、十回目の休
業療養で地元の病院をはじめ、
国・公立病院、関東労災病院、
東大病院と八カ所の病院に通院
して治療を受けましたが、発病
原因、仕事と病気の因果関係は
意識的に言及をされ、会社も医
師の意見に同調してきました。

幸い、昭和五十四年六月、民
な、認定は十一月十三日付
労働基準監督署に対して控訴し
ました。

医連芝病院で診察の機会に恵ま
れ、先生方の親、兄弟にも優る
根気強い診察、看護婦さん、事
務関係者の協力により、困難と
思われた「足底部痛症」を業務
上の疾病と認めさせることが
できました。

川島 勝利が確定

この間、私を励まし助言、指
導して下さいた全有協の役員
の方々、仲間の方々に厚くお礼申
上げます。有難うございました。

前号既報のように「労災認定
前の症状も業務上の鉛中毒だっ
た」と訴え、全面勝訴となった
川島幸さんの裁判について全
有協、全連では労働省、中央
の全面勝利が最終的に確認され
ないよう働きかけていました
が、控訴期限の十二月三日にな
っても同労基署が控訴しなかつ
たため判決は確定し、川島さん
の全面勝利が最終的に確認され
ました。

【全有協】

全国患者団体連絡協議会加盟組織

〈互療会〉

〒105 港区西新橋3-15-10原色版印刷内

☎03 (433) 1641

〈全国交通労働災害対策協議会〉

〒171 豊島区西池袋1-4-5

☎03 (982) 7361

〈全国腎臓病患者連絡協議会〉

〒161 新宿区下落合3-15-29 田沼ビル(第二)

☎03 (952) 5340

〈全国心臓病の子供を守る会〉

〒101 千代田区神田北乗物町17 北乗ビル

☎03 (256) 8424

〈全国ハンセン氏病患者協議会〉

〒189 東村山市青葉町4-1-10

☎0423 (94) 1571

〈全国職業性有害物障害患者協議会〉

〒105 港区西新橋2-21-5

☎03 (433) 2082

〈日本患者同盟〉

〒180-04 清瀬市松山2-13-12

☎0424 (91) 0058

〈慢性一酸化炭素中毒患者会〉

〒151 渋谷区千駄ヶ谷1-31-5代々木病院内

☎0493 (24) 1293 後藤 啓

事例を通して複雑な諸制度を解説した待望の指針書!

医療福祉相談百問百答

● 児島美都子・大野勇夫 編

A5判/370頁/定価1,800円

医療福祉やこれと関連深い分野の現場で実際に相談活動に携っている方々の共同執筆により、多くの事例を通していろいろんだ諸制度をわかりやすく解説。さまざまな法制度を駆使して患者家族のかかえる種々の社会問題の解決をはかるための格好の指針書。
〔内容〕 婦人・母子の福祉 / 児童の福祉 / 生活・職業の保障 / 医療の保障 / 災害の補償 / 身体障害者の福祉 / 精神障害者の福祉 / 老人の福祉 / 法律・離婚などの相談

〒151 東京都渋谷区代々木2-27-4

中央法規出版

☎(03)379-3861 振替東京7-23057